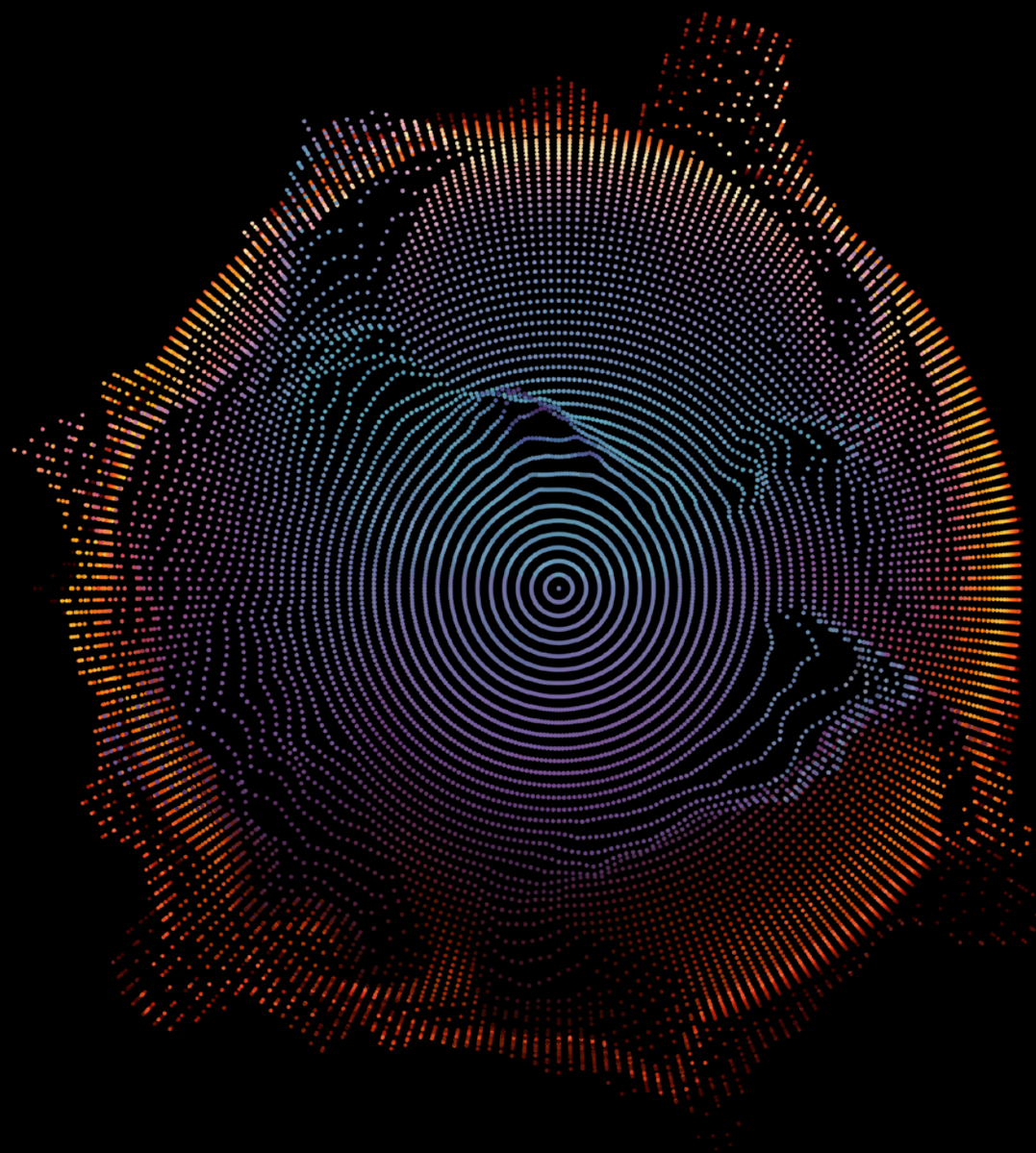


# Deloitte.

デロイト トーマツ



## カナダのオープンバンキング フレームワークの構築 主な設計選択の検討と意義

注意事項: 本誌は、Deloitte Globalが2019年5月に発行した原著をデロイト トーマツ グループが翻訳し、2019年11月に発行したものです。和訳版と原文(英語)に差異が発生した場合には、原文を優先します。



# 目次

---

エグゼクティブ・サマリー	2
はじめに	4
カナダのオープンバンキングフレームワークの考察	14
カナダのオープンバンキングフレームワーク	24
1. オープンバンキングの範囲	26
2. スタンダード(基準)	38
3. 事業向け賠償責任モデル	50
結論	54
お問合せ先	56

---

# エグゼクティブ・サマリー

デジタルエコノミーにおけるデータ上の戦略的重要性が高まるにつれ、金融サービス業界では、顧客が自身の個人データをサードパーティーと共有する様々なモデルが急増しています。顧客自身による個人情報管理とポータビリティの原則に基づき、過去5年間に、世界中で、多数のオープンバンキングデータがそうしたモデルに変わり、現状のデータアクセスモデルの短所を変え、データ主導型イノベーションを加速化しています。

顧客が自身の個人金融データを信頼できるサードパーティーと共有できるようにすることは、金融アドバイスや新製品などの金融サービスを改善し、新しい価値をもたらす可能性を秘めています。しかし、適切なセーフガードがないまま機密データへのアクセスを拡大すれば、金融システムに新たなリスクをもたらし、生み出された新しい価値を脅かすことになりかねません。

カナダは金融の安全性と安定性を支える取り組みに定評があります。今後数年間のオープンバンキングの進捗についての議論を始めうえて、カナダは、サードパーティーデータアクセスモデルを設計する独自の機会を提供してくれます。このモデルはシステム全体のレジリエンス(回復力)を備えており、イノベーションと競争のバランスを取り、顧客に最大の価値を届けます。



カナダは、オープンバンキングの最終的な目的を明確にし、カナダの金融サービス環境ならではの特性をデータアクセスフレームワークの設計に落とし込むことが求められています。特に、このフレームワーク設計においては、以下の三つの課題への回答が必要です。

## 1. 範囲

どのようなデータタイプとどのような機関がフレームワークの要素となるべきか？

## 2. 標準化

どのようにしてガバナンス、データシェアリングおよび認証を一元化・標準化すべきか？

## 3. 事業向け賠償責任モデル

どのようにしてデータジェネレータとデータコンシューマ間のインタラクションを構築すべきか？

本書は、その他の国・地域で下された決定を分析することで、ステークホルダーがこれらの選択の意義を考察し、カナダに適したふさわしいオープンバンキングフレームワークを構築できるように設計されています。効果的な対話を構築し、その他の国・地域の経験から学ぶことによって、カナダがオープンバンキングの利益を活用できるだけでなく、真のデジタルエコミーに向けた構想を策定することもできる、と私たちは確信しています。

はじめに

# オープンバンキングとは何か？

オープンバンキングとは、顧客が金融情報をサードパーティーと共有する権利を推進するグローバルな動きです。

世界中の多くの国・地域がオープンバンキング政策を制定していますが、オープンバンキングは単なる政策以上の、広範囲に渡る仕組みです。顧客が自分自身のデータを管理できるようにし、各機関間のデータポータビリティを高める技術、競争および規制へと向かう動きが、オープンバンキングです。

国・地域によっては、オープンバンキング政策でデータアクセスと決済指図アクティビティの双方の開放性を指示している場合があります。本書では、決済指図ではなく、データアクセス、つまりオープンバンキング政策の「口座情報」部分に関するカナダにおける取り組みを中心に説明していきます。

# オープンバンキング活動の 推進力

価値提供のためにデータを活用する企業が増加していることが、第四次産業革命の始まりであるとされています。データの重要性の高まりは、顧客、企業、政府がデータに価値を置く一方で、データを管理する権利は最終的に誰に有るのかということについて掘り下げた考察の発端にもなっています。その結果、現在主流の意見は、様々な組織に保有される顧客の個人情報を管理する権利は、顧客自身にあるといわれています。その権利には、顧客が共有を望むサードパーティーとの個人情報を共有することも含まれます。この理念は、EU一般データ保護規則(GDPR)、さらにはカナダの庶民院による個人情報保護および電子文書法(PIPEDA)への変更案を始めとする、プライバシー法の現代化の流れの根幹にまで影響を及ぼしています。

この20年間に金融サービス業界にデータシェアリングのモデルが多数登場したのは偶然ではありません。金融サービス業界はデータシェアリングに対する顧客需要の増加に対応するために大量の個人情報を作成、処理しています。しかし、こうした事態は多くの場合、セキュリティ、互換性、アクセシビリティ面におけるトレードオフ(=代償)をもたらすという固有の問題を抱えています。この数年こうした問題点に対処しながら、調和の取れたアプローチを構築し、データシェアリングを実現するという取り組みが各地域で行われてきました。この取り組みが世界の各国・地域での行政対応や業界主導型のコラボレーションという成果につながっています。カナダにおける取り組みから学ぶこともあります。

本書は、オープンバンキングのフレームワークおよびその川下に及ぼす影響を定義する主要な選択肢について、フレームワークが政策によって推進されるのか、または市場参加者によるのかを問わず、検討することを目的とします。





# 金融サービスにおける現在の データシェアリング手法

顧客の金融データ共有を進めるために、現在、様々なメカニズムが使用されており、その例として、CSVダウンロード、抽出(Extract)・変換(Transform)・書き出し(Load)(すなわち「スクリーンスクレイピング」)、双方向データシェアリングの提携などが挙げられます。このため、効果的なオープンバンキングのフレームワークの構築には、これらのデータシェアリングモデルが進化した活動をまず理解することが重要です。



## CSV

オンラインバンキングの出現以来、金融機関の多くは、顧客に対し、取引データがダウンロードできるサービスを提供してきました。このデータはオンラインポータルを通して、一般に分析可能なCSVファイルフォーマットにより、他のプロバイダーとの共有が可能です。しかしこの手法にはかなりの問題が伴います。最も顕著な点は、顧客にとって扱いにくく、データシェアリングの反復には不適切で、機関同士での統一性がなく、取引データに制約されることが多いことです。何よりも、このデータシェアリングの手法は、データ保護のセキュリティ対策に欠けており、データ悪用の危険性を生み出しています。

## 抽出・変換・書き出し(ETL)

「スクリーンスクレイピング」と称されるETL法を開発した目的は、CSVファイルのシェアリングにまつわる顧客の不満を取り除くことでした。ETLプロバイダーは、顧客が承認したサードパーティーがユーザーのオンラインバンキングの認証情報を使用し、金融機関のオンラインポータルにログインし、ポータルからのデータの「スクレイプ(取得)」や抽出ができるようにします。このプロバイダーはその後抽出されたデータの照合、補充、変換を行い、新しいフォーマットによる情報をサードパーティーのデータベースに書き出します。

多くの金融市場、特に米国では、ETLの成長によりパーソナルファイナンスマネージャーの進化や小企業向けの機能を充実させた会計ダッシュボードまで、データシェアリングの初期の革新的なユースケースが多数登場しました。この手法は顧客の負担を軽減する一方で、セキュリティ関連の問題を多数生み出しています。このような問題には、顧客のオンラインバンキング認証情報の保管、インフォームドコンセント(情報を十分に得た上での承諾)を行う能力の欠如、不透明な賠償責任、ETLプロバイダーによって収集されたデータの保管などに関連するものが挙げられます。

これらのリスクに対し、多くの金融機関はETLアクセスをブロックする一時的な対策を講じ、これがデータの可用性に関する問題や接続維持コスト増につながっています。事実、これらのリスクは非常に高く、ETLは複数の現行のオープンバンキング市場では禁止となり、オープンバンキングの規制を受ける機関とデータタイプだけに使用が限られています。

## 双方向データシェアリング

スクリーンスクレイピングに関するセキュリティと運用上の問題の解決にあたり、多くのグローバル金融機関は、直接サードパーティープロバイダーと、またはETLプロバイダーとのいずれかで、一対一の管理が進んだデータシェアリング提携を構築しています。多くの場合、こうした提携は安全ではない認証情報のキャプチャーやオンラインプラットフォームのアクセスを、正式な事業向け賠償責任の条件がサポートするAPIベースの認証とデータシェアリングに置き換えています。しかし、これは通常一対ベースで実施されるため、このようなクローズド型のデータシェアリング提携では拡張ができず、多くは、デジタルアカウントプラットフォームなどの最大手のデータ消費組織に限定されます。

## 次フェーズのデータシェアリング

調和の取れた合意に基づくオープンバンキングフレームワークが開発され、数多くの方法でデータシェアリングのプロセスを強化しています。

### 相互運用の増加:

標準化データシェアリングプロトコルおよびガイドラインの導入の広がりが推進されることによって、サードパーティーが顧客データにアクセスし、より高い価値を顧客に提供しやすくなっています。

### 信頼性とセキュリティの向上:

オープンバンキングは、現在のデータシェアリング業務以上に、安全で、安定した代替サービスを提供します。

### 賠償責任などの問題に関する規格の定義を明確化:

オープンバンキングには、データシェアリングのエコシステムに対する、顧客側(自身のデータの悪用を懸念する)と金融機関側(サードパーティーによって課せられる新たな賠償責任と風評を懸念する)の両者からの信頼を高め、両者をシステムに参入させる可能性が有ります。

### アクセシビリティの向上:

オープンバンキングは、オープンAPIを構築し、データ管理を顧客に移管することで、金融サービス機関のデータシェアリングコストを大幅に削減します。

カナダのオープンバンキングフレームワークを設計する際には、オープンかつ調和の取れたデータシェアリングが、状況が進化しても他のデータシェアリング手法と併存して利用可能とすることが重要です。オープンバンキングの導入後であっても、従来のデータシェアリング手法も、ギャップ解消のために引き続き存続します。

# オープンデータと 金融サービスの未来

顧客データへの幅広いアクセスを提供することによって、オープンバンキングは、競争力が高く革新的な金融サービス業界を創造する可能性を有するだけでなく、決済インフラの合理化、人工知能(AI)、さらには非従来型のプレイヤーの参入といった、業界の別のシフトと組み合わせることによって、経済全体に及ぶ、さらに幅広いシフトを実現する可能性も有しています。

以下では、オープンバンキングがカナダの金融セクターの様相を変えることが考えられる例をご紹介します。

## 統一的なインターフェースの出現

現在、金融商品プロバイダーが顧客の金融データを管理していますが、その最大の理由は、これらの企業がデジタルインターフェースを有しているためです。複数の金融機関を利用している個人にとって、これは、自分の金融ポートフォリオを断片的にしかとらえられず、不便な場合があります。

信頼できるサードパーティーに顧客の金融情報へのアクセスを承認することで、オープンバンキングは、特定のプレイヤーが複数の金融および関連商品の提供者からの情報をリンクさせ、統一インターフェースとして機能できるようにします。この金融サービスのバリューチェーンの分解は、カナダ国民が自身の金融情報にアクセスし管理する方法を変更することもできたでしょう。例えば、金融商品の製造者と販売者を分断する、現存の障害物がなくなれば、デジタル・パーソナルファイナンスマネージメントツールや会

計プラットフォームは、それぞれのインターフェースの品質と範囲を向上させることができるでしょう。

## デジタルアドバイスの普及

金融の統一インターフェースが進化するにつれて、顧客獲得に向け、インターフェースの価値を向上させる必要が生じています。機械知能の進歩、決済手段の迅速化、顧客データへのアクセスの拡大によって、オンライン金融プラットフォームが情報の単なる集計表示を提供するだけでなく、よりアクティブなデジタル金融アドバイスを提供できるようになります。

この動きが始まっているという兆候はありません。多くのパーソナルファイナンスマネージメントツールがすでに、サブスクリプション管理と製品比較に移行しつつあり、その例として、英国の Bean や米国の Clarity Money が挙げられます。オープンバンキングの成熟につれて、これらの商品は、次善アクション推奨策やほぼ完全な金融管理自動化の実現まで、さらに進化する可能性があります。

## 参入への障壁の引き下げ

統一インターフェースが出現したことで、リテラー、グローバルな金融機関、大規模テクノロジー企業、さらにフィンテックといった、非従来型のプレイヤーに独自の機会がもたらされます。

預金口座サービス規制という重荷がないこうしたプレイヤーは、バンキングバリューチェーンへの参入が容易なため、サードパーティーの商品在庫を利用し、自社が中央インターフェースとなり、それぞれの新しい市場での位置付けを活用していくでしょう。その結果、取引情報へのアクセスのあるリテラー、あるいはユーザーの嗜好情報へのアクセスのある大型テクノロジー企業といった、保護された独自のデータを有する企業は、従来の金融機関に対して優位に立つことが可能です。その他の企業は、統一インターフェースと連動して、投資や融資商品プロバイダーとして、市場に参加します。

### 商品レベルの競争の激化

統一インターフェースの普及により、顧客は代替金融商品を容易に理解し、比較することができ、統一インターフェースとの主たる関係を断つことなく、プロバイダーを切り替えることができます。また、従来の商品をニーズに基づいて差し替えることができ、例として、長期預金をマネーマーケットファンドに変更する、などが挙げられます。

### 優れた商品

顧客の金融取引をほぼリアルタイムで視覚化することで、現行商品に機能を追加したり、画期的な商品の開発も可能になります。例えば、より持続可能な借り入れオプションを提供するために、現行のデビットカードやクレジットカードに、デジタル分割ローン商品の追加も可能になるでしょう。同様に、柔軟性を付加するために、サードパーティーのカードによる購入に、保証保険の追加も可能となるでしょう。

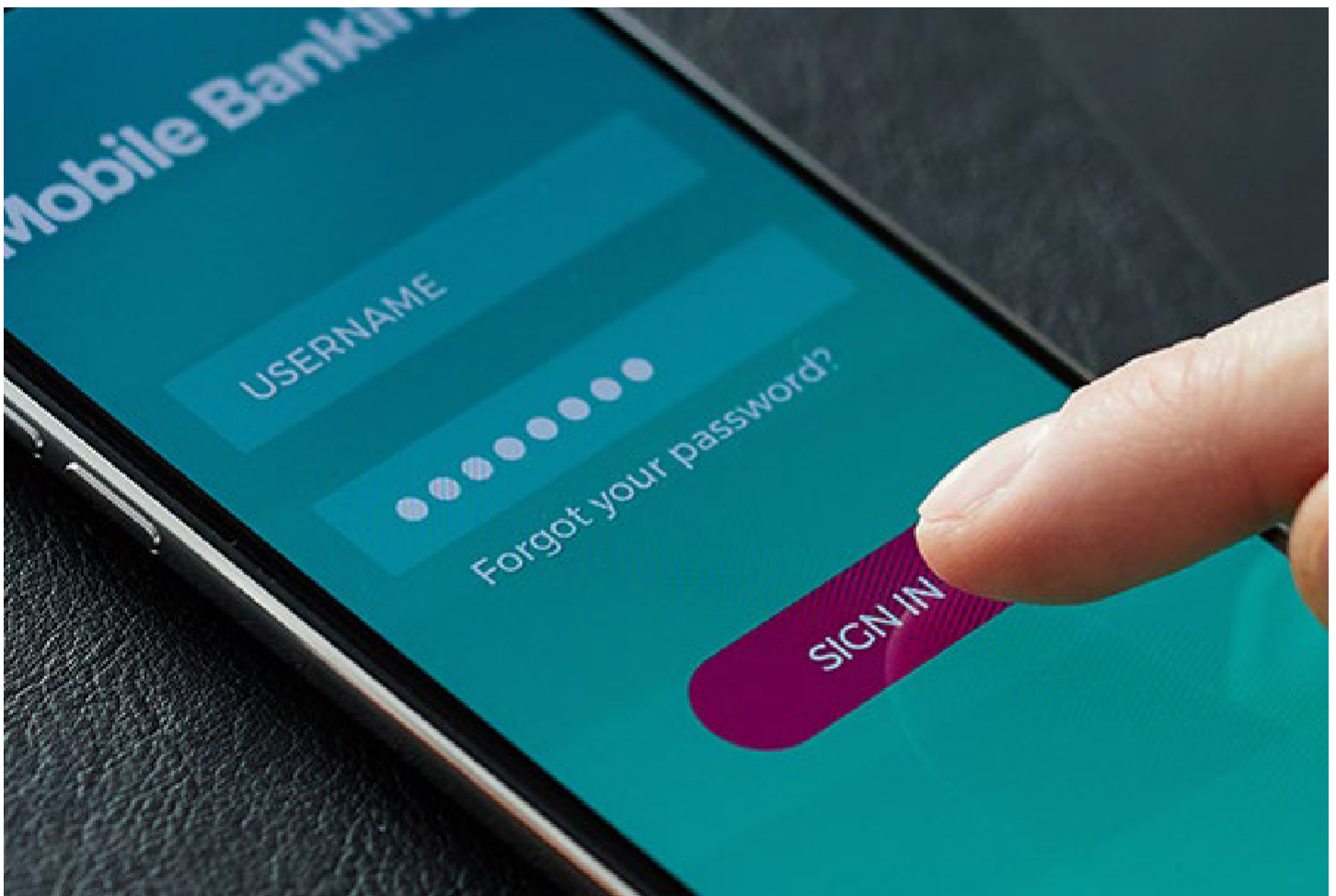
### ローン査定の細分化

個別の取引データへのアクセスが増加することで、貸し手が顧客のリスクプロフィールをより細かいレベルで適切に理解できるようになります。貸し手は、現在、自社との取引関係を有していない個人の顧客についての理解を深めるために、実証的なキャッシュフローデータを用いて、クレジットスコアを増強できるようになります。さらに、貸し手はそれぞれの個別取引に関するリスクについて、購入タイプから借入総額まで、その背景事情を反映した価格設定ができるようになります。



## オープンバンキングと新興リスク

オープンバンキングは、金融サービス業界に無数の機会をもたらしますが、それに伴い、サードパーティーとのデータシェアリング業務が増加し、金融システムに新しいリスクを多数もたらすことにもなります。私たちの金融エコシステムの安全性と健全性を維持するために、統一的なオープンバンキングフレームワークを用い、こうした新規リスクを積極的に特定するだけでなく、リスク軽減対策を講じることが求められています。



これには、以下の難題への解決策が必要となります。

#### 新規参入企業

顧客とエコシステムを保護し、管理手段を確実に設定するために、いかにして、各社のアクティビティを統治するか？

オープンバンキングは、銀行や金融機関としての正式な認可を受けていない、非従来型の事業者が、金融サービスバリューチェーンに参入できるようになります。

#### データ漏洩

エコシステムの参加者間で共有するデータの安全性を保つためにはどうすればよいのか？

顧客データがこれまでより多数の業界プレイヤー（データセキュリティに関する規格が異なる可能性がある）にまたがって分散されるため、サイバー攻撃や不用意なデータ漏洩の可能性が高まり、悪意のあるサードパーティーや誤りに対して、企業の脆弱性が上昇します。

#### 不正

エコシステムが不正なサードパーティーにさらされることがないようにするには、私たちはどうすればよいのか？

オープンフレームワークにおけるエコシステムでの参加者間のインタラクションが増えるため、不正なサードパーティーによるフィッシング行為の機会に加え、顧客の個人特定が可能な情報へのアクセスが増加する可能性があります。

#### プライバシー

顧客のデータを適切に保護するために、プライバシー対策にはどのような改善が要求されるか？

オープンバンキングが効果的に機能するには、顧客が教育を受け、情報を十分に得るだけでなく、各自のデータがどのように使用されるかを承諾することについても求められます。適切なメカニズムが設定されなければ、顧客のプライベート情報が自身の意思に反する目的で使用される可能性があります。

#### リソース

賠償責任に効果的に対処し、顧客のエクスポージャーを最小限に抑えるには、どのようにしてオープンバンキングエコシステムを運用するか？

分散化されたデータ環境が理由で、違反、不正事件またはその他のサイバーセキュリティ事件によるリソースを追求することがますます困難になるため、顧客サポートが不足となる恐れがあります。

#### コストの分配

積極的に参加する当事者全員にインセンティブを持たせるために、オープンバンキングに関連する労力に対して、オープンバンキングシステムは一貫した対応をどのように行うか？

より安全なデータシェアリングメカニズムを構築・運用するには、個別の機関と全体的な金融システムの双方に、莫大な金額のリソースの負担が発生します（大手オーストラリア銀行1社で最大2億ドル<sup>1</sup>）。オープンバンキングが顧客によるデータシェアリングの業務量を意図したとおりに増加させる場合、システムの保

守コストも増加します。これらのコストを公正に分配しなければ、顧客に課されるコストが追加され、オープンバンキングのメリットが帳消しになりかねません。

オープンバンキングフレームワークは、こうした新規リスクを認識するだけでなく、このリスクを軽減するために、規制環境の強力なサポート体制を確立していきます。その中でもとりわけ、堅牢な金融ガバナンスフレームワークとプライバシー規制が重要です。この基本的なステップが不可欠であるのは、オープンバンキングに関連する潜在的なリスクを慎重に管理しなければ、オープンデータ環境における正味の利益とオープンバンキングへの参入が減少するためです。

カナダの  
オープンバンキング  
フレームワークの考察



## グローバルな先行事例

世界中では、すでに多数の国・地域がオープンバンキングを導入済みですが、カナダには自国のフレームワークを構築するうえで参考になる事例が数多くあります。とはいえ、それぞれの国がそれぞれのバンキングシステムと状況を擁しており、一つの標準設計からは程遠いものです。事実、既存のシステムには、政策や設計の選択で幅広い差異があります。







世界中で多数の国・地域がオープンバンキング政策を開始しており、それぞれが様々な段階の成熟度にあります。

### カナダ

規制当局が2018年連邦予算の一環として、オープンバンキングの討議を開始。オープンバンキングの諮問委員会が2018年9月に設立され、協議プロセスが2019年1月に、協議書の公開を伴って開始。

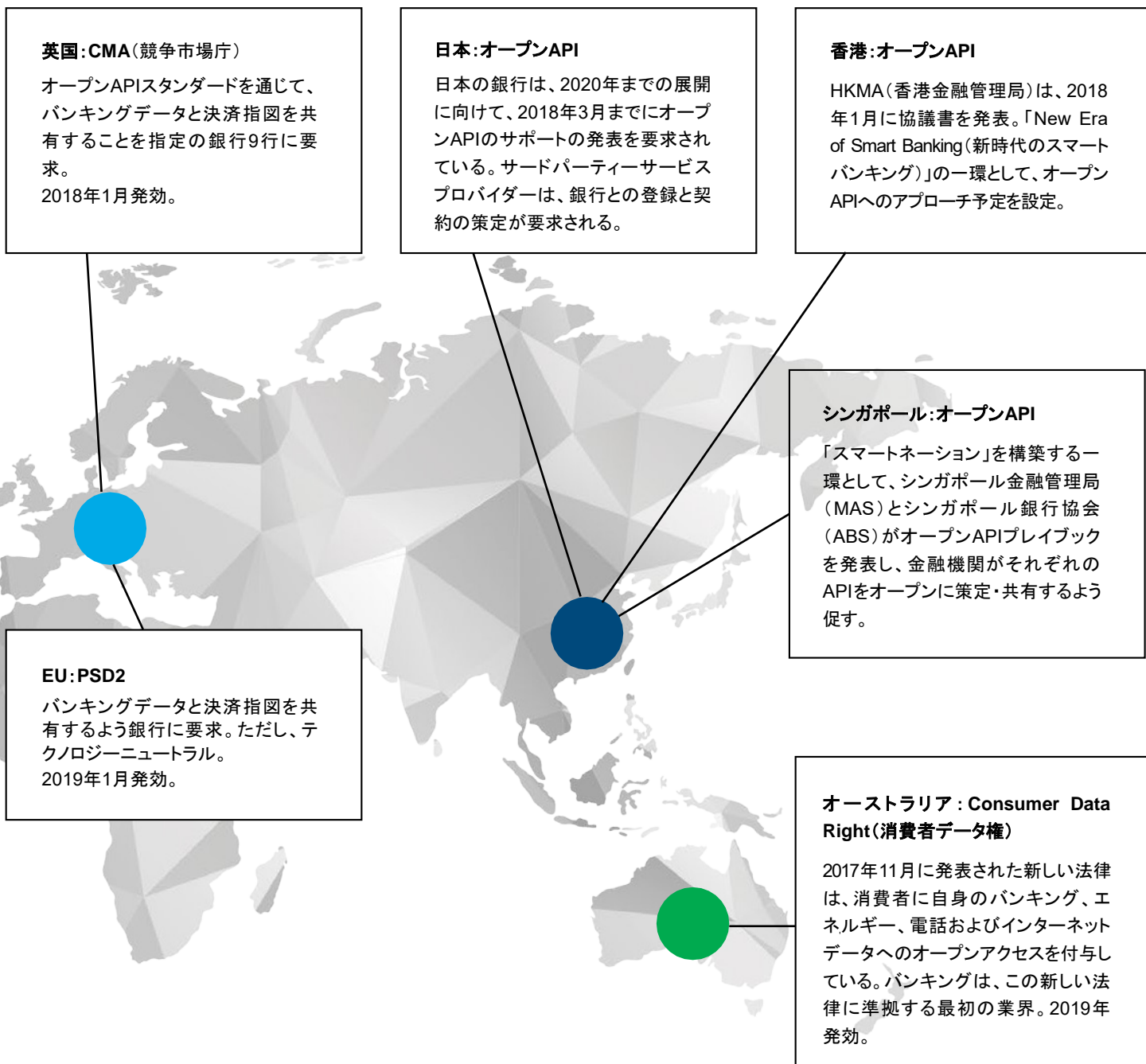
### オープンバンキングに向けた世界の四つのアプローチ

-  **アメリカ**  
規制に対して自由放任主義のアプローチ。スクリーンスクレイピングが主流。
-  **アジア**  
オープンバンキングイノベーション推進機関に依存。協力的で、ルールが緩やかな規制環境。
-  **ヨーロッパ**  
オープンバンキングが決済に関する法律を実証し、法律との調和を目指す。
-  **オーストラリア**  
ルール主導型アプローチ。バンキングは、データエコノミーを構築するための広範な圧力の一つに過ぎない。

### 米国

銀行、フィンテック、仲介機関および規制当局を交えての様々な討議が行われ、米国におけるデータシェアリング体制のアプローチを討議。

数多くの銀行がすでにAPI体制に参加しており(例: Plaid)、シティグループが検証済みサードパーティー向けのオープンAPIを制作している。



## 英国

英国では、多様なサービスプロバイダーを市場に増やすことで、大手銀行の市場支配力を低減することを目指し、政策目標によって、オープンバンキング規制が推進されました。競争市場庁は、2016年の「Retail Banking Market Investigation (リテールバンキング市場調査)」において、「従来の大手銀行は、顧客の事業に見合った厳しい競争をする必要がなく、小規模の新興銀行にとっては成長が困難である。これは、多くの人々が必要以上に支払い、新しいサービスの恩恵を得ていないことを意味する<sup>2)</sup>」と結論を下しました。この結果、英国のオープンバンキングフレームワークは、相互利益を一切伴わず、大手9行のみに重点を絞っています。

## オーストラリア

オーストラリアでは、オープンバンキング規制は、大手銀行に対する国民の注目の高まりを受けて導入され、顧客が自身のデータを管理し、恩恵を受ける権利を顧客に付与することを目的としています。オープンバンキングに関する政府のレビューは、オープンバンキングを「顧客の金融データへのアクセスを向上させ、金融商品およびサービスの特定・選択に関連する時間、コストおよび不便さを削減する」うえで、一つの有益なツールであるとして、「消費者が使用する方法や内容をより適切に選択すれば、影響を受ける業界がより効率的で、競争力を持つようになる<sup>3)</sup>」と位置付けています。この動きは金融サービスを超えて拡張し、オープンデータエコノミーの創造を目指した、同国のより広範な「Customer Data Right (消費者データ権)」の目標の一環となっています。やがて最終的には、このオープンデータ体制は、オープンバンキングと同様に、通信および公共サービス産業部門から始まり、他業界を包括していく予定です。このビジョンを踏まえて、オーストラリアのオープンバンキング政策は広範で、すべてを包含し、銀行だけでなく、すべての預金取り扱い機関の参入を要求し、例として、デジタルとフィジカルの双方のチャネルを対象としています。

## 日本

日本では、オープンバンキングの動きは、日本政府の「2017年成長戦略<sup>4)</sup>」の一環として、銀行業界のイノベーションと現代化を促すために、政策目標として推進されました。日本では、主要な規制および行政ステークホルダーにおいて、同国の金融サービスセクターがその他の国・地域に比べて遅れを取り、潜在的な外的ショックの影響を受けやすくなっており、グローバルな競争力にも影響がある、という認識があります。さらに、現金決済への依存が高く、歴史的に厳格な規制が課せられる(例:銀行によるフィンテックへの大規模な資本参加機能の制限)ことによって、同セクターの革新能力が抑制されています。オープンバンキングとそれに伴う規制の現代化(フィンテックに関する投資制限の緩和を含む)が成長を高め、競争を促し、イノベーションを推進するための主要ツールとして見なされています。

## 欧州連合

EUでは、オープンバンキング政策の目的は、断片的な決済部門を協調させ、金融業界を現代化し、組織破綻となった大手銀行の代替を顧客に提供することです。EUが選択したのは、規制に対する明確なアクティビティベースのアプローチ(全体vs特定タイプの機関としての決済サービスを規制する)であり、特にセキュリティの向上(例:認証およびコミュニケーション)に重点を置いた、一貫したテクニカルスタンダードを導入することを強調しています。アクティビティの規制とテクニカルな標準化を推進する絞り込みは、EU独自の市場構造による必然的な結果ととらえることができます。EU市場は、様々な規模と洗練性レベルの数千に及ぶ決済プロバイダーが加盟国28カ国にわたって存在し、それぞれの加盟国に独自の規制上および市場の状況が伴います。オープンバンキングのイニシアチブを推進する法律の主要要素を担う、PSD2(決済サービス指令)は、従前の法律

より範囲を拡大し、より広範な取引を網羅し、加盟国が一貫性を持って適用するよう保証し、顧客の決済データへのアクセスをサードパーティーに提供しています。また、新規プロバイダーが容易に市場参入できるようにし、資格のある決済サービスプロバイダーの範囲を広げる(これによって、イノベーションを促す)と同時に、基準を改善して、消費者保護を徹底しています。

## 米国

米国では、オープンバンキングに対する喫緊の行政上の推進策は存在していません。しかし、規制当局、業界団体、金融機関、データアグリゲーターを含め、様々な市場参加者が、業界における将来的なデータシェアリングモデルのスタンダードや見解を発表しています。例えば、金融業界の消費者保護機関である消費者金融保護局(CFPB)は、金融データシェアリングおよびアグリゲーションに重点を置いた、拘束力のない一連の方針を発表しており、金融業界協会の一つ、National Automated Clearing House Association(全米自動クリアリングハウスアソシエーション:NACHA)は、金融サービスセクター向けの一貫したAPIスタンダードを策定するために、API Standardization Industry Group(API標準化業界グループ)を招集しています。また、多数の有力なフィンテック(BettermentおよびKabbageを含む)が手を結び、ロビーグループのConsumer Financial Data Rights(消費者金融データ権)グループを結成し、消費者金融データのサードパーティーとのシェアリングを推進しています。

### シンガポール

シンガポール金融管理局(MAS)は、国家の中央銀行であり、金融サービスイノベーションの高度に先進的な旗振り役を担っており、サードパーティーのデータアクセスを管轄する強制的な法令の策定を伴わずに、堅牢なオープンバンキングエコシステムを作り上げています。その理由の一つとして、シンガポール独自の市場状況が挙げられます。DBS銀行やOCBC銀行を始めとする同国最大の金融機関で繰り広げられる激しい競争によって、イノベーションへの積極的なアプローチが取り入れられ、オープンAPIテクノロジーがいち早く試行されています。このため、現在、シンガポールの銀行はデータシェアリングという観点では世界のリーダーを担っています。その実例として、DBS銀行は200件以上のAPIへのアクセスをデベロッパーに提

供しており、その範囲は決済カード、リワードおよびローンなどの商品やサービスに及んでいます。また、MASはシンガポールの銀行と強力かつ非常に親密な関係を結んでいるため、特定の市場成果を達成する規範となる法令の必要性も高くはありません。この親密さに加え、銀行業界へのMASによる先進的な取り組みの実例として、シンガポールのAPIプレイブックが挙げられます。このプレイブックは、MASとシンガポール銀行協会が共同で策定したもので、銀行による開発が推奨される400を超えるAPIを網羅しており、オープンバンキングの領域(つまり、サードパーティーのデータアクセス)をはるかに超えて、バンキングバリューチェーンのフロントエンドからバックエンドまでのあらゆる要素を網羅しています。



# カナダの状況

カナダのオープンバンキングフレームワークは、カナダ独自の特性に基づく、目的を定めた設計が求められています。特に、以下を考察する必要があります。

- ・健全な金融サービスシステムによって、組織的な破綻の経験がなく、公的資金に依存していない。
- ・連邦政府と地方自治体が異なる事業体を統治する、二本立ての規制環境だが、機関数は管理可能な範囲内。このため、標準化されたアプローチの構築とオープンバンキング参加者のガバナンスが煩雑（一元的監督下にある国・地域と比較）。
- ・現行の定義による「金融機関」に該当しない、非従来型事業体に対するガバナンスが欠如しているため、保護対象でない新たに発生するリスクに顧客をさらす、または金融サービスエコシステムを海外の機関にさらすことになりかねない。
- ・許可を受ける使用方法、データ管理および情報開示要件に関する、統一的なオープンバンキングフレームに向けたガードレール機能を担うPIPEDAの修正案を通じて、カナダのプライバシー法を強化する継続的な取り組み。
- ・カナダの決済インフラを強化するための決済の現代化への継続的な取り組み。これによって、統一的なオープンバンキングフレームワークの構築を推進することができる可能性がある（例：サードパーティー決済指図）。



## これらの独自の環境による結果に基づき、 カナダのオープンバンキングが取り組むべき項目：

### カナダ国民への価値提供に 重点を置く

オープンバンキングは、非従来型金融サービスプロバイダーがガバナンスフレームワークを構築し(カナダの同時に発生している他の取り組みと連動して)、イノベーションを加速する機会をもたらします。

### データの透明性と 顧客による管理を進める

オープンバンキングは、データ管理を顧客の手に戻すことに重点を置く、業界にとらわれない幅広い動きであることが求められます。

### データシェアリングリスクを軽減する

現在の金融データシェアリング手法は、顧客が自身のバンキング認証情報をサードパーティーと共有する必要があり、金融サービスシステムの安全性と安定性にとって脅威となっています。

### 現在の安定した金融サービスシステムを 維持する

特定の機関に対して懲罰的な意図を持つことは、オープンバンキングの重要な目的であってはなりません。

これらの固有の目的から示唆されるのは、カナダにおけるオープンバンキングフレームワークの設計は他地域で見られるものとは異なるべきである、という点です。特定の要素を取り入れることは可能ですが、カナダが目指すべきは、この国特有の状況を念頭に置いた、まったく新しいオープンバンキングのインフラの構築です。

# オープンバンキングフレームワークの設計方針

2018年度予算でカナダ政府は、オープンバンキングの効果を検査し、この動きがカナダ国民にとって「前向きな結果」をもたらすか否かを評価すると発表しました。しかし、「前向きな結果」とは何でしょうか？この質問への答えには、二面性があります。

順調に機能するオープンバンキングフレームワークは、金融サービスエコシステム内でイノベーションが継続して進化できるよう支援する必要があります。その一方で、オープンバンキングは、カナダの定評を得ている金融システムの安全性と健全性を引き続き保護、保守、強化することも求められます。

このような結果を創出するために、カナダが重点を置くべきは、オープンバンキングシステム設計における、以下の複数の主要指針です。



## 1. 価値:

いかなる参加者にも過度の負担(例: コスト、リスクエクスポージャー)を課すことなく、カナダ国民に真の価値を提供することに重点を置く。



## 3. 安全性:

顧客の便宜性に対して、安全性とセキュリティのバランスを取る。



## 2. 透明性:

顧客が自身のデータの転送、所有、使用に関する自身の権利と責任について、十分に情報が得られるようにする。



## 4. 適用:

経済、参入、および市場スピードの実質コストに対して、商品またはデータの範囲とのバランスを取る。

カナダでオープンバンキングフレームワークを推進する際に念頭に置くべき要素は多数ありますが、上記の四つの指針を、すべての決定事項の基盤とすることが求められます。





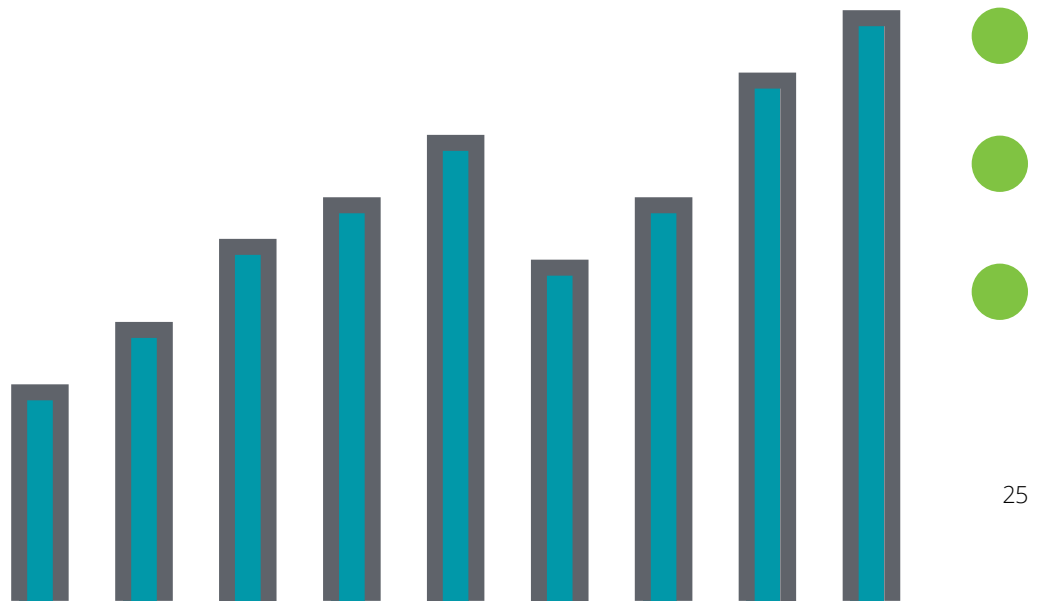
カナダの  
オープンバンキング  
フレームワーク

# フレームワークの概要

カナダにとって効果的なオープンバンキングフレームワークを構築するには、ステークホルダーがその他の国・地域で見られる選択と成果を検討し、カナダ独自の状況に合わせて比較する必要があります。

オープンバンキングの設計は、以下の三つの主要な決定領域に分類できます。

1. オープンバンキングの範囲
2. 基準
3. 事業向け賠償責任モデル



# 1. オープンバンキングの範囲

オープンバンキングの範囲に関するその他の国・地域が選択している内容から、どのタイプの口座や事業体からオープンバンキングがデータアクセスの義務付けを開始するか、経過年数に応じてこのアクセスがどのように変化するか、そして、どのような手法でこのデータにアクセスできるのか、を定義することができます。

オープンバンキングフレームワークの構築において、カナダが回答すべき質問は以下のとおりです。

- ・ 対象商品は何か？
- ・ 「オフライン」口座を対象にするべきか？
- ・ どのユーザーを対象にするべきか？
- ・ どのタイプユーザーのデータを含めるべきか？
- ・ どこまで遡ってデータを利用可能にするべきか？
- ・ 所有データへのアクセス開放を要求されるべきはだれか？
- ・ どのように展開を進めるべきか？
- ・ どのデータレシピエント(受領者)が認められるか？
- ・ データレシピエントが有すべきアクセス権は何か？

## 対象商品は何か？

国・地域別の選択結果:



オープンバンキングフレームワークを構築する初期ステップの一つに、網羅すべき金融商品種別の決定があげられます。現時点で、多くのオープンバンキングシステムは、以下の三つの中核領域に重点を置いています。

### 1. 取引口座

例: デビット、クレジット、貯蓄  
 オープンバンキングの影響: よりパーソナルな金融管理と裁定例が可能。

### 2. 貯蓄／融資商品

例: GIC(ギャランティードインベストメントサーティフィケート)、TFSA(タックスフリーセービングアカウント)、住宅ローン、LOC(クレジットライン)  
 オープンバンキングの影響: シームレスな商品スイッチと比較のユースケースが可能。

### 3. 幅広い金融商品

例: 資産および保険商品  
 オープンバンキングの影響: より包括的な金融管理のユースケースが可能。

理想的には、オープンバンキングの可能性として、市場で利用可能な商品普及拡大と、ユースケースの範囲拡大の創出という二つが挙げられます。とはいえ、この最終ゴールに到達するには、課題も必然的に伴い、カナダがこのフレームワークに含める商品には、慎重な検討を行う必要があります。

例えば、特定の金融商品(資産および保険商品など)は、サードパーティーがデータを利用できるようにすることを目指すため、必然的にデータジェネレータに追加の負荷を生み出します。継続的に更新される取引口座と異なり、これらの商品は、完全にはデジタル化されていない、または新しいオンラインアクセスの形態が必要となる場合があ

ります。これは、システムの再構築に高額な費用と多大な時間を費やすことになりかねません。

また、カナダのオープンバンキングフレームワークでは、範囲を明確に定義することが求められます。これは、ステークホルダーが機能を規制する際に、商品ベースのアプローチ(範囲内・外の口座の個別のタイプを定義する)、またはアクティビティベースのアプローチ(範囲内・外の個別のアクションを定義する)のいずれに基づくかを決定しなければならないことを意味します。アクティビティベースのアプローチは、各機関からの参加要求を正当化するというメリットがありますが、どの機関が範囲の内・外にあるかに関する混乱を規制当局が防止する際に、明確な定義が要求されます。

すでにオープンバンキングを採用している国・地域のうち、英国とオーストラリアは、口座ベース型のアプローチを取り入れ、EUはアクティビティベースで範囲を定義していません(例:「すべてのオンライン決済口座」)。英国およびオーストラリアと同様、EUの定義は当座預金口座、クレジットカードなどを含まれますが、オンラインウォレット(例: PayPal)を始めとする、ほかに相当する口座も含むことができます。

## 「オフライン」口座を対象にするべきか？

国・地域別の選択結果:



カナダのオープンバンキングフレームワークは、オンラインの金融商品のみを含むべきでしょうか？それとも「オフライン」口座も範囲に入れるべきでしょうか？この質問に回答するには、以下の主要な二要素の検討が必要です。

### 1. 顧客の範囲:

2016年時点で、カナダ国民の90%はインターネットに定期的アクセスし、80%は何らかの形態のオンラインバンキングを使用していました。この数字は、時の経過と共に、さらに上昇が予測されます<sup>5</sup>。つまり、オープンバンキングはデジタル手法で提供される可能性が最も高くなるため、大半のカナダ国民はアクセス手段を有することになります。が、国民全員というわけではありません。オンラインバンキングのアクセスを持たない顧客を無視することで、オープンバンキングは必然的に、社会で最も弱い人たち、中でもとりわけ、高齢者や低所得者を排除してしまうこととなります。

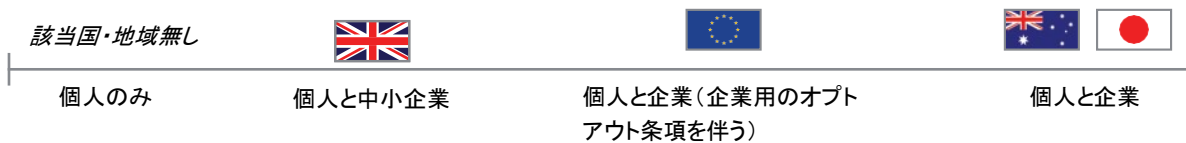
### 2. 活動の範囲:

オープンバンキングと連動するオフライン商品に関して、各機関は現行データのデジタル利用を可能にしなければなりません。この取り組みには、デジタルプロセスの構築が必要となるだけでなく、認証を簡素化するために、オンラインプラットフォームに顧客を組み込む必要もあります。これによって、カナダ国民全員がオープンバンキングにアクセスできるようにする一方で、実施費用と複雑性が必然的に高まり、開始まで長引くこととなります。

非デジタルデータがオープンバンキング範囲から除外された場合に、意図せずオープンバンキングから除外されることになるカナダ国民の数はどの程度か、さらにはそのカナダ国民特有のニーズを深く掘り下げて理解すること、これは金融機関を複雑化させ、彼らにコスト負担を求めることが正当であるかどうかを判断するうえで、不可欠です。

## 個人 vs 企業： どのユーザーを対象にするべきか？

国・地域別の選択結果:



各ユーザータイプには、実行コストと複雑性、さらには消費者にとっての価値との間に相反する関係が存在します。現在、様々なユーザーに様々なレベルのサービスが提供されています。リテール(すなわち個人用)口座所有者は、主に既製品としての製品とサービスを受け一方で、大企業の口座所有者はすでに、オープンバンキングに基づき、新しいソリューションが提供していく利益(例: 個別のキャッシュフロー管理およびアドバイス)を享受しています。その一方で、小企業用銀行口座を使用する顧客(中小企業、SME)は、リテールと大企業の顧客との中間という位置付けに応じて、既製品と容易にカスタマイズが可能な商品が混在するサービスを受けています。

また、様々なタイプのユーザー口座には様々なレベルのデジタルアクセスおよび統合(すなわち、API主導型または独自の統合)があります。個人用口座は世界中でほぼデジタル化され、顧客は通常、一つの機関の自身の口座や商品のほとんど、またはすべてを単一のウェブや携帯ポータルを通して閲覧できるため、APIを通じてこのデータにアクセスすることは、比較的容易です。

しかし、法人口座に関しては、企業の商品やファンドへのアクセスのシングルポイントを各銀行が構築しているレベルには非常にばらつきがあります。このため、企業の法人口座の幅に合わせてオープンバンキングを適用するのは、技術面だけではなく、規制上でも問題となる可能性があります。

グローバルな観点から、オープンバンキングのイニシアチブと規制の大半は、リテールとSMEのユースケースに重点を置いています。これは主に、リテール・SMEユーザーを対象とした場合、通常は技術的にも実行しやすいだけでなく、リテール顧客のデータの一般化は、多くの国でオープンバンキングの推進要因とより密接に結びつけられているためです。その一方で、オーストラリアは、オープンバンキングフレームワークにおいて、すべての口座(企業用を含めて)にオープンバンキングを開放するための条項を含めています。ただし、詳細はオーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)による最終決定は下されていません。

## どのタイプのデータを含めるべきか？

国・地域別の選択結果:



国・地域別の選択結果:



その他の国・地域のデータアクセスの範囲全体の審査に基づき、特定できるデータタイプは、以下のとおりです。

- ・ **公開データ:** オンラインですでにアクセスができ、任意の事業者が自由に使用、再利用および再配信できる情報(例:顧客レビューや公開されている商品情報)。カナダでは、この情報の多くはすでに、他のデータシェアリングエコシステム(例: Google、YelpおよびFoursquare API)でアクセスが可能。
- ・ **顧客生成データ:** 顧客が金融サービス事業体に直接提供する個人および金融情報(例:個人アドレスや連絡先情報)。
- ・ **残高データ:** 顧客が特定の期間に保有する預金型口座の金額に関する情報(例:eウォレット口座残高)。
- ・ **取引データ:** 顧客の口座の取引行為によって生成される情報(例:出金、振替および入金)。

顧客データおよび残高データと併せて、取引データがあれば、オープンバンキングのユースケースもほぼ利用可能です。

- ・ **個人認証の結果:** 個人情報と金融情報を使用する検証プロセスによる、顧客の身元確認(例:KYC(顧客確認)認証結果)。カナダでは、現在、開発中の他のデジタル特定ソリューションが存在する(例: Verified.me)。
- ・ **集約データ:** 非特定または集計した複数の顧客にわたる情報の編集(例:年齢層または郵便番号による平均口座残高)。これにより、多様な新しいユースケースが利用可能になる(例:「自分に似た人」の比較)が、データジェネレータの大量の追加作業を必要とする。

データシェアリングの観点から、顧客生成データ、残高データおよび取引データが顧客データに該当します。

公開データ、個人認証および集約データを含めることは、市場の競争を促していきませんが、これらのシェアリングに伴って複雑化と賠償責任の可能性が高まると共に、該当データから抽出できる競争上のインサイトの保護についても、慎重に検討する必要があります。

また、重要な留意点として、その他の国・地域のオープンバンキングフレームワークは、オープンバンキング政策の範囲から除外されるデータもサードパーティーが利用可能とするために、民間企業契約の締結を各機関に認めていることが挙げられます。



## どこまで遡ってデータを利用可能にするべきか？

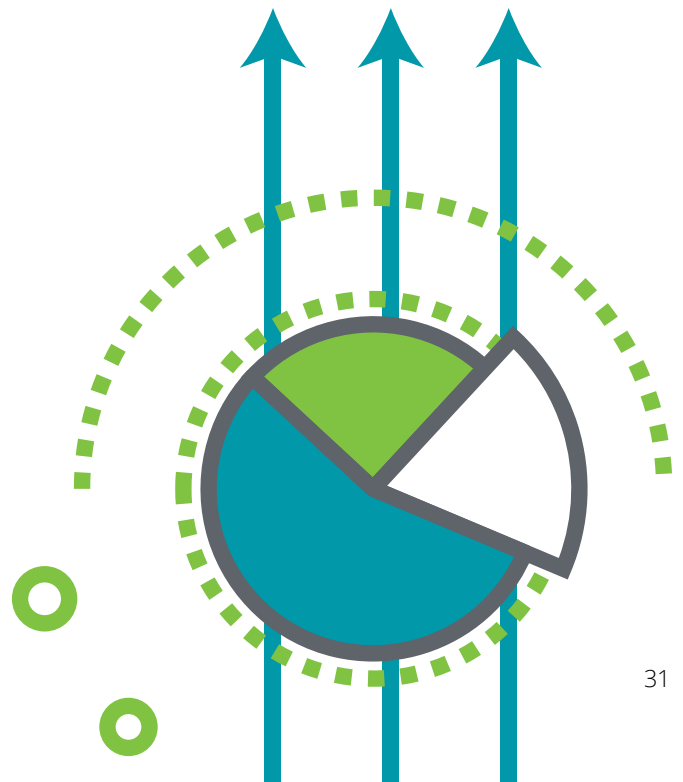
国・地域別の選択結果：



データジェネレータに課す履歴データ要件に対して、各国・地域がそれぞれのアプローチを採用しています。一つのアプローチは、「開始日」(すなわち、オープンバンキングフレームワークの一般開始に基づき、データを利用可能にすることが求められるようになる日付)を指定し、もう一方は、「ローリング要件」(すなわち、データリクエスト日から提供されるべき履歴データ量(月数/年数における))を課します。英国を始めとする国・地域では、データ種別に基づき、異なる決定をしている場合があります(例：集約データは25カ月ローリン

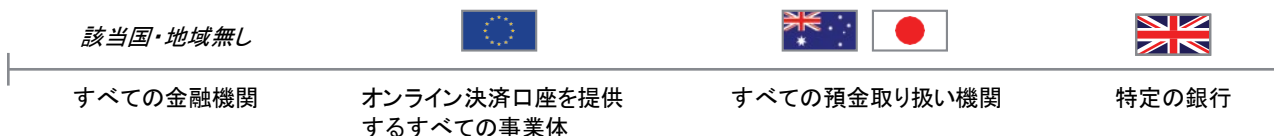
グベースで共有するが、取引データは開始日要件を有する)。

カナダがこの問題に関する独自のルールを策定する際に認識すべき点は、カナダ国民に提供される価値と、データジェネレータに課せられる負担の間の相反する関係です。例えば、履歴データの期間を長くすると、トレンドに基づいた支出と貯蓄に関して非常に有益なアドバイスを消費者に提供できますが、多くの機関は所有する既存のデジタルデータセットで利用できるデータ量を制限している場合があります。



## 所有データへのオープンアクセスを誰に要求すべきか？

国・地域別の選択結果:



データへのオープンアクセス要件は、機関ベース(すなわち、すべての金融機関に、スケジュール1銀行やスケジュール2銀行などの特定の分類を付ける)、またはアクティビティベース(すなわち、27ページで検討した機能をカナダ国民に提供するすべての金融機関)が可能です。

アクティビティベースのアプローチでは、今後登場するであろう、非従来型新しいタイプの機関に、フレームワークが十分な柔軟性を持って適用できること、さらには、法的な分類に関わらず、競合する商品やサービスを提供するすべてのプレイヤーがデータを利用できることが条件となる、より高いレベルの競争市場へと進展することです。ただし、範囲内と範囲外の機関間の線引きが不明瞭であるため(例: PayPalのオンラインウォレットは「預金口座」と見なされるか?)、ガバナンス環境がさらに不透明になっています。そのうえ、カナダの現在の金融規制システムは機関ベースであるため、アクティビティベースの要件には、現在の規制団体の範囲の変更、あるいは新しい規制団体のいずれかが必要となります。

**また、オープンバンキングフレームワークが金融サービス内でスタンドアロンのフレームワークとして機能するか、あるいは業界を横断する、より幅広いオープンデータフレームワークの一部として存在するかを検討することが重要です。後者の場合、他組織もオープンデータシステムに参加可能とするために、データのレシプロシティ(相互利益)のコンセプトを使用する場合があります。**

オーストラリアは、相互利益のコンセプトを積極的に模索しており、これによって、データレシプロシエントは、データホルダー(この用語は、オーストラリアの競争・消費者委員会はまだ完全に定義していない)と共有している金融データと「同等データ」を保有する場合、消費者の依頼に基づき、データホルダーとこれらのデータを共有することが要求されるようになります。重要な留意点は、相互利益を模索する目的は、データのアクセシビリティの向上(データアクセスの厳格性の向上の反対)であり、明示的な消費者の承諾の原則に基づくことです。

相互利益によるフレームワーク案に基づき、データホルダーは、一方的にデータレシプロシエントからのデータに依頼することは認められません。消費者がデータレシプロシエントに対して、自己の「同等データ」の共有を依頼している場合にのみ、可能となります。

## どのように展開すべきか？

国・地域別の選択結果：



口座への適用を超えて、各国・地域が様々な方法で、オープンバンキング規制も展開しています。カナダで最適な活動を決定するために、ステークホルダーは以下の二つの質問に回答する必要があります。

**1. オープンバンキングを支える技術的基準に準拠するために、データジェネレータはどの程度の時間を要するか？**

規制当局は、オープンバンキングを適切なタイミングで開始することと、各機関が準拠できるよう十分な時間がとれていることを確認するという両者のバランスを適切に取る必要があります。これによりユーザーデータの安全性が脅かされることの無いようにします。

さらに、規制当局が認識すべき点は、オープンバンキングがなんらかの形態ですでに展開されている市場では、不均等、またはカスタマーフレンドリーでないコンプライアンスリスクによって、ベストではないソリューションが顧客に提示され、これによって、本来であれば熱心な最初の導入者となるべき最適な顧客に背を向けかねない事態があることです。

**2. 全面的な切り替えが始まる場合に、各事業体に関して、異なるタイムラインがあるべきか？**

留意する点として、複数の国・地域（英国およびオーストラリアなど）では、意図的に、従来型の大手銀行に対して他のタイプの金融機関より先にオープンバンキングを課す決定を下すという、基本的に「段階的な」オープンバンキングの展開を図っていることです。この理由として、ITリソースが限られる小規模金融機関がもたらす過度のリスクに、金融サービスエコシステムがさらされることなく、フレームワークが安全に進化できることが挙げられます。さらに別の理由として、オープンバンキングの展開の背後に、懲罰的な意図が認められます。この場合、オープンバンキングはある意味で、従来型の大手銀行の競争を激化させるために導入されています。

オーストラリアも、意図的に商品タイプごとにオープンバンキングを段階別に展開する決定を下しており、基本的な取引口座に関するデータをまず利用できるようにしてから、より複雑な商品（例：住宅ローン）が続いています。一方、EUは、このような当初の指示はなく、結果として、認定された全当事者に対して、オープンバンキングを同時に開放することを選択しています。

カナダは、決定に至るまでに、双方のオプションのメリットに加えて、オープンバンキングの展開のそれぞれの理由を慎重に検討する必要があります。

## どのデータレシピエントが認められるか？

国・地域別の選択結果:

該当国・地域無し



データコンシューマのみ

データコンシューマおよびデータトランスポート

すべての国・地域で一致していると思われる事柄は、各国・地域の中央管理機関によるリスクベースの階層型認定基準を満たす事業体にのみ、顧客データへのアクセス権が与えられているという点です（認定基準に関する詳細は51ページを参照）。

さらに、データレシピエントには、データコンシューマとデータトランスポートの二種類しか存在していません。データコンシューマは、顧客の金融データのエンドユーザーであり（例：フィンテックを始めとするサードパーティープロバイダー）、データトランスポートは、データからデータコンシューマへのフローを促進する仲介業者です。両者の大きな違いは、後者はデータストレージから価値を作り出さないという点です。

データコンシューマはオープンバンキングの必須条件ですが、データトランスポートは必ずしも必要ではありません。これは、大容量のデータの中央発信元としてデータトランスポートが機能することで、エコシステムに多大なリスクをもたらす傾向があり、一度の違反が膨大な数のデータジェネレータと顧客を脅威にさらしかねないためです。しかし、これらのプレイヤーは同時に、金融機関同士、さらには様々なオープンバンキングがすでに実施されている地域を横断して、相互運用を生み出すことで、エコシステムに価値を与えます。多くの国・地域で、データコンシューマとデータトランスポート間の規制上の区別はありません。従って、データトランスポートは、データコンシューマと同一の基準に基づき、認定を受ける必要があります。（例：英国では、

データトランスポートは認定AISP（口座情報サービスプロバイダー）になることが求められる）。

最終的に、データトランスポートの価値は、範囲内の様々なデータジェネレータが採用する、データ転送メカニズムの標準化のレベルに左右されます。これについては、39ページで詳細を検討しています。



## カナダ市場の要素: 非従来型 決済サービスプロバイダー(PSP)のガバナンス

カナダの現行の決済規制は、LVTS(大口資金振替システム)およびACSS(自動精算および決済システム)を始めとする、システムとして重要かつ最大の国家決済システムに相当の重点を置き、非従来型PSPは、規制の監視を比較的逃れています。

リテール決済監督フレームワーク(PROF)は、非従来型PSPを効果的に統治することによって、カナダの決済エコシステムの安全性と健全性を維持し、決済上の効率とイノベーションを育み、エンドユーザーの利益を守る取り組みです。

オープンバンキングの認定プロセスは、これらの該当プレイヤーの多くに関与する可能性が高いため、PROFおよびオープンバンキング体制が協調していることが重要です。これによって、衝突や法律の重複の発生を防ぎ、規制団体を横断するリソースと責任の配分を最適化します。

# データレシピエントが有すべきアクセス権は何か？

国・地域別の選択結果:



読み取りアクセス

読み取りおよび書き込みアクセス

カナダ国民が自国のオープンバンキングフレームワークを構築する時点で検討すべきもう一つの項目は、データレシピエントが最終的にどのように顧客のデータにアクセスするか、という点です。現行のオープンバンキングシステムに基づき、データへのアクセスには主に、以下の2種類があります。

- ・ **読み取りアクセス:**これによって、顧客の金融データのコピーをデータレシピエントが取得し、データアグリゲーションなどのアクティビティに使用できる。または、
- ・ **書き込みアクセス:**これによって、他機関が保有している顧客の金融データをデータレシピエントが変更できる。

書き込みアクセスは、データレシピエントが顧客の代わりに、決済指図、口座の開設／閉鎖、情報への変更(例:住所変更)などの領域で活動できるようにします。これは、金融機関

にとってサービス機会が増すことになるのは明確ですが、特にセキュリティの領域において、新規の複雑性につながることもあります。

データレシピエントが顧客の口座への変更を行い、顧客の代わりに金を移動できるようになるため、データ漏洩のリスクを軽減するために、各機関が膨大な施策を講じる必要が生じます。データジェネレータは、顧客情報の安全を確保するために、複雑なシステムを構築しなければなりません。このプロセスの実施には、膨大な時間を要します。

リテール決済監督フレームワークおよび決済の現代化へのイニシアチブは、書き込みアクセスに関連する課題に取り組むための施策をすでに講じています。労力の重複や相反するガイダンスを防止するために、「一つの」オープンバンキングフレームワークの範囲は、こうしたイニシアチブを考慮する必要があります。

## カナダ市場の要素： カナダの決済の現代化

業界がオープンバンキングを熟慮するにつれ、Payments Canada(カナダ決済協議会)も、カナダの二つのプライマリー決済システムである、大口資金振替システム(LVTS)並びに自動精算および決済システム(ACSS)の現代化を通じて、カナダの銀行業界を再構築する施策を講じています。LVTSは、決済ファイナリティによってリアルタイムで決済を処理する、高価値決済システムであるLynxに切り替えができます。また、ACSSは、リアルタイムレール(RTR)システムおよび決済最適化エンジン(SOE)システムに切り替えができます。

RTRは、低額資金のリアルタイム送金を容易にし、さらにオーバーレイサービスの開発(すなわち、サードパーティーが所有し、RTR上で展開する付加価値サービス)をサポートし、最終的には、決済イノベーションを促します。SOEは、時間的制約が少ない紙および電子のバッチ決済による精算を強化し、カナダの企業用に、より迅速で、より便利な決済を可能にします。この現代化の取り組み、さらにはリテール決済監督フレームワーク(詳細は35ページ参照)を通じて、サードパーティーの決済指図は、オープンバンキングフレームワーク外での処理が進むでしょう。

現代化の取り組みのもう一つの重要な要素として、ISO 20022規格の導入が挙げられます。この規格は、決済と共に伝送されるデータを強化するもので、オープンバンキングの設計において、その範囲とISO規格を通じて収集される追加データとの間の相互作用を慎重に検証する必要があります。

さらに、カナダがRTRの導入に備えるに伴い、不正行為に対する脆弱性を削減するために、スクリーンスクレイピング作業に関連するリスクを事前に軽減する方法の検討について、慎重に取り組んでいくことになります(例: 認証情報のシェアリング)。

## 2. スタンドアード(基準)

スタンダード化のレベルに関するその他の国・地域が行った選択を検討することで、規範的で一元的な技術スタンダード(該当する場合)がどのようなものになるか、さらには総合的な監督システムをどのように構築していくかを定義します。

オープンバンキングフレームワークの構築において、カナダが回答すべき質問は以下のとおりです。

- ・どのようにしてデータシェアリングスタンダードを構築すべきか？
- ・どのようにして承諾と認証を管理すべきか？
- ・どのようにして監督システムを構築すべきか？
- ・だれが監督者として参加すべきか？



# どのようにしてデータシェアリングスタンダードを構築するべきか？

国・地域別の選択結果:



一元的に定義されたスタンダード

ジェネレータ主導型のスタンダード

データシェアリングを標準化するアプローチでは、新規参入企業と現行プレイヤー間の競争を推進しつつ、金融システム全体のセキュリティと運営上の完全性も確保するという、慎重を要するバランスが必要です。

この点で、規制当局には以下の二つの選択肢があります。

## 1. 一元的に定義されたスタンダード:

規制当局は、コンプライアンスを厳格に強化しつつ、データシェアリングに関する具体的なテクノロジーとプロセスを義務付ける、高い規範性を持つテクニカルスタンダードを策定することが可能です。

## 2. ジェネレータ主導型のスタンダード:

規制当局は広範、高度なデータシェアリング政策を定義することができますが同時に、金融機関とサードパーティーが準拠すべきスタンダード、テクノロジーおよびプロセスを独自に策定することを認めています。

**規範的なデータシェアリングスタンダードの策定は、システムセキュリティの向上、プレイヤー間の相互運用の増加、開発および統合コストの引き下げを促す一方で、厳格なスタンダードは、一部のプレイヤーに(金融機関とサードパーティーの双方に同様に)、過度のコンプライアンスの負担を課すことになり、これらのプレイヤーは、スタンダードに対応して開発するリソースを持っていない場合があります。**

さらに、これによってスタンダード文書の大幅な書き換えが必要となるため、エコシステムが有する新しい、より効率的なデータシェアリングテクノロジーを迅速に適用する機能を妨げることになりかねません。

その一方、幅広いデータシェアリング政策(例: 行動規範)を策定して、スタンダード、テクノロジーおよびプロセスの作成を業界プレイヤーに委託する場合、変化への総合的な

柔軟性と対応力の拡大が可能となり、オープンバンキングの導入の迅速化が可能となります。さらに、これによって、データシェアリングのアプローチに、業界の深い専門知識からの情報が提供されます。しかし、このアプローチは、複数の競合するスタンダードの出現を招きかねず、そうなれば、相互運用やシステムセキュリティが損なわれ、全プレイヤーにとって開発・統合費用が増加することになります(プレイヤーが様々なパートナーと統合するために、複数のデータシェアリングプロセスの開発をせざるを得ない恐れがある場合)。

競争とイノベーションを促進しつつ、システムにセキュリティと完全性を持たせるというバランスを取るために、カナダのオープンバンキング活動は、ハイブリッド型アプローチを検討する必要があります。これによって、データシェアリングに関する特定の一元的な最低必須基準(基準となる相互運用を確保し、顧客データを保護することを目指す)を策定しながら、設計選択の大半については、個別のプレイヤーまたは業界コンソーシアムの裁量に委ねることになります。

## どのようにして承諾と認証を管理するべきか？

### 認証

国・地域別の選択結果:



該当国・地域無し

ジェネレータが認証セッションを管理する

ジェネレータとコンシューマの双方が認証セッションを管理できる

コンシューマが認証セッションを管理する

### 承諾

国・地域別の選択結果:

該当国・地域無し



ジェネレータがユーザーの承諾を求める

ジェネレータと消費者の双方が別々にユーザーの承諾を求める

コンシューマがユーザーの承諾を求める

データシェアリングのモデルを問題なく機能させるには、顧客の認証と承諾の双方に、安全かつユーザーにもわかりやすいプロセスを含む必要があります。

顧客認証の管理には、基本的に二つの選択肢があります: 責任をデータジェネレータに負わせる、またはデータコンシューマに負わせる、のいずれかです。データコンシューマによる認証管理は、ログインがサードパーティーのインターフェースに完全に統合され、ユーザーエクスペリエンス設計に合致し、よりスムーズなユーザーエクスペリエンスとなる可能性があります。とはいえ、顧客が使用を選択した各サードパーティーとバンキング認証情報を共有することにもなり、顧客を追加のリスクにさらすことにもなりかねません。さらに、データレスピエントによる安全な認証プロセス開発を要求することは、このような取り組みを必然的に複雑で時間が掛かるプロセスにするため、小規模なサードパーティーにとっては参入の障壁となる恐れがあります。

認証がデータジェネレータによって行われると想定される場合、以下の三つのモデルが可能です。

- ・ **埋め込み型**: 認証時点で、データジェネレータがホストを管理・運用するサードパーティーインターフェースに直接埋め込まれた「ウィジェット」に、顧客が自身のバンキング認証情報を入力する。
- ・ **リダイレクトベース型**: サードパーティープラットフォームでの認証時点で、顧客はデータジェネレータのウェブサイト(すなわち、オンラインバンキングポータル)にリダイレクトされ、自己の認証情報を入力し、認証後、データレスピエントに再びリダイレクトされる。
- ・ **分離型**: 認証時点で、顧客はデータジェネレータのオンラインポータルにアクセスするよう指示される。認証後、顧客は

サードパーティーウェブサイトに戻り、コードを手動でコピーおよびペーストする。

これらの手法にはそれぞれ、ユーザーエクスペリエンスとセキュリティ上でそれぞれ一長一短があります。埋め込み型のワークフローは顧客にとって便利ですが、フィッシングのリスクが高まります。リダイレクトベース型のフローがインターネットサービス(例: Facebook)で最も一般的で、ほとんどの顧客がこのプロセスになじみがあります。分離型のフローは、更なる抵抗感をもたらす顧客による手作業を要求するため、最も使用頻度が低く、導入ペースを落とす可能性があります。しかし、他の二つのモデルに比べて、フィッシング攻撃を受けにくくなります。

## フィッシング

フィッシングは、ソーシャルエンジニアリングによる詐欺行為で、悪意のある者が不正な手段を用いて、悪意のある目的で、機密情報の取得を試みる行為です。例えば、悪意のある者が偽のサードパーティーウェブサイトを設置して、銀行のインターフェースに似せたページに顧客をリダイレクトして、顧客の認証情報やその他の個人情報、最終的には金銭を盗む場合があります。

## 認証の要素

認証は、以下の証拠の組み合わせに依拠して行うことができます。

- 知識情報(例:パスワード)
- 所持情報(例:キー、携帯電話)
- 生体情報(例:指紋)

複数の形態のエビデンスを要求することは、「多要素認証」と呼ばれ、ユーザーエクスペリエンスを犠牲にする代わりに、認証フローの安全性を高めます(例:所有するモバイル機器でコードを受け取り、それをシステムに入力することを要求する)。その他の国・地域で設定されている前例は、複数のフォームのエビデンスの要求が賢明であることを示唆しています。

## カナダ市場の要素：デジタルIDユーティリティの役割

個人識別情報の電子ストレージであるデジタルIDによって、継続的に物理的な文書を提出することなく、オンラインで本人証明を表示することができます。デジタルIDの標準フォームがカナダで開発・義務化されれば、銀行のオンラインインターフェース全体で認証が不要になります。デジタルIDサービスを提供するユーティリティは、中央認証マネージャーとして機能し、安全性とセキュリティの向上、ユーザーエクスペリエンスの改善、市場参加者の認証コストの削減につなげることが可能です。

オープンバンキングの進化経路を考察する上で、デジタルIDによって、銀行やその他のデータジェネレータが認証リスクをより適切に管理し、さらに徹底的な不正分析を可能にし、より調和の取れたカスタマーエクスペリエンスを生み出す方法を考察することが重要になるでしょう。

オープンバンキングの下で、顧客は自身のデータを管理すると共に、データの転送と使用に関する個別の指示を提供できることが求められます。このデータの使用方法に関する承諾は、データジェネレータ側、データレシビエント側、または双方で発生する場合があります。

いずれの承諾モデルを選択するかに関わらず、その最終目的は、透明性の強化に加えて、顧客の承諾が意義を持ち、十分な情報に基づいたものでなければなりません。顧客の承諾に関する堅牢なプロセスは、特に明示性と強制執行力の領域において、PIPEDAで定められている要件を上回ることを求められます。これは、法律が最新なものではないために、該当スタンダードの対応が遅れている傾向があるからです。

これらの最終ゴールに到達するために、カナダのオープンバンキング活動は共通のベストプラクティスのその他の国・地域からの借用を検討する必要があります。

一例として、承諾のプロンプトはシンプルで、理想的には平易な言い回しで、すべての重要な情報が一画面内に簡潔に表示します。これによって、認証および承諾プロセスがオープンバンキング導入への障壁とならないようにします。

さらに、顧客が随時、承諾の撤回ができる必要があります。顧客の手にデータ管理が戻った時点で、顧客は希望する場合に、アクセスを取り消すことができるべきです。ただし、データジェネレータが保有するオリジナルデータは、AML(アンチマネーロンダリング)用の現行の規制フレームワークでひんぱんに必要になるため、この原則には該当しません。



## カナダの市場要素:PIPEDAのアップデート

オープンバンキングの成否は、プライバシー法の改革に左右されま  
す。現在のプライバシー法は、情報の維持、保管および使用の方法を  
規定していますが、オープンバンキングでは、データが金融機関と  
サードパーティープロバイダーの間でどのように共有されるかという点  
においては特に、現状の規制範囲を超えた対応が必要となります。

カナダは、PIPEDAの変更に関するコンサル  
テーションプロセスの渦中にあり、これによっ  
て、欧州連合の一般データ保護規則  
(GDPR)がもたらした変化の大半と、ほぼ並  
ぶこととなります。GDPRは、以下の6項目の  
条件の一つに合致する場合、顧客の依頼に  
基づき、顧客データ(顧客から直接収集され  
た、またはサードパーティーから受領され  
たもの)を金融機関が抹消することを義務付  
けています。

1. 個人情報が収集またはその他の処理が  
行われた目的に関連して必要でなくなっている
2. データ主体が承諾[...]を撤回する
3. データ主体が処理[...]に反対すると共に、処  
理[...]に関する決定的な法的根拠がない
4. 個人データが違法に処理されている
5. 個人データを法的義務[...]に伴うコンプラ  
イアンスにより削除する必要がある
6. 個人情報が情報社会サービス[...]の申し  
出に関連して収集されている

GDPRは、デジタルおよびフィジカルの双方の文書を包含し、バックアップファイルを含めています。ただし、忘れ  
られる権利は、該当データの管理者に課せられる規制の義務によって、一部またはすべてのデータ分類に関し  
て、却下または遅延される場合があります(例:会計および税務に関する記録管理)。

カナダにおけるオープンバンキングの構築に伴い、オープンバンキングがPIPEDAへのすべての変更準拠する  
よう、オープンバンキングとPIPEDAの間で、金融サービスデータの同意に基づくシェアリングに関する取り扱いに  
明白な相違を有さないよう、慎重な配慮が必要です。

オーストラリアを始めとするその他の国・地域では、細分化された承諾および忘れ去れる権利などの領域の現行  
プライバシー法を強化するために、オープンバンキング政策に個別のプライバシー条項が含まれています。

## どのようにして監督システムを構築すべきか？

国・地域別の選択結果:



一元的な強制執行



一部の機能は一元的、  
その他の機能は自主的



自主的な行動規範

オープンバンキングシステムには、ガバナンスのフェーズが二つ必要となります。一つ目はシステム全体の定義に必要で、二つ目は継続的な運用監督目的です(例: データジェネレータ、データレシピエントおよび顧客における賠償責任に関する紛争解決機関として機能する)。

各ガバナンス構造の責任は、独自のものとなります。下記は、必要性が考えられる事例です。

### フェーズ1:

#### オープンバンキングシステムの定義

- 顧客データを利用可能にするために、データジェネレータが準拠すべきデータシェアリングスタンダードを策定する。
- 個別の認定基準を策定し、どのデータレシピエントがデータジェネレータからのデータを依頼してよいかを規定する。
- データジェネレータ、データレシピエントおよび顧客の役割と責任を明確に説明する、賠償責任フレームワークを定義する。

### フェーズ2:

#### オープンバンキングシステムの運用

- データジェネレータと認定を受けたデータレシピエントを継続的に監督する(例: 認定基準が満たされていることを確認するデータレシピエントの定期監査)。
- 顧客の苦情および賠償責任の問題に関する中央紛争解決機関として活動する。

- 顧客教育の開発と実施をサポートする。
- CDIC(カナダ預金保険公社)と類似する、データレシピエントの完全な破綻に至る影響が大きい損失の場合に支払う、強制保険商品を必要とする(本プログラムは、認定プロセスの一環として、強制的な費用によって資金が調達される場合がある)。
- デジタルアイデンティティ、承諾および認証管理システムを構築する。
- サードパーティーがデータを利用できるようにするために、データジェネレータに発生する変動費の回収を管理する。

オープンバンキングシステムのガバナンスおよび監督の責任は、以下のいずれかです。

- 連結ガバナンス機能に一元化する。または

- 自主的な業界「行動規範」によって自己規制をするために、データジェネレータ、データレシピエントおよび顧客を代表する業界団体に割り振る。または、
- これらの二つのアプローチに分けることによって、ガバナンスの一部は一元的な機関によって強制される一方で、他の部分は「行動規範」を構築するために、業界参加者に割り振られる。

これらの様々な当事者における責任の分担は、討議によることが理想ではありますが、カナダのステークホルダーは、カナダのオープンバンキングフレームワークに最適な分配を決定する際に、上記の指針を念頭に置いて、適切に対応していくこととなります。





## 意思決定プロセスを合理化するために、これらの指針を活用するには方法として、以下が挙げられます。



### 価値

カナダ国民への価値提供を妨げる利益相反を防ぐ：オープンバンキングシステムがカナダ国民に真の価値を提供するよう、顧客の利益がガバナンス機能全体で体现されることが求められます。これを踏まえて、認定フレームワークの開発において、データジェネレータまたはデータレシピエントが単独で管理しないよう施策の設定が必要となります。というのも、これによって、過度に複雑なプロセス（データレシピエントからの参加を不当に制限する）や、過度にオープンなエコシステム（金融サービスエコシステムを過度のリスクにさらす）を招く恐れがあるためです。



### 安全性

カナダの金融システムの安全性と健全性を保護するために、必要に応じて、規制当局を活用する：ガバナンスフレームワークは、カナダ国民が過度のリスクにさらされないようにする必要があります。例えば、システムが考慮すべき事柄として、オープンバンキングによって利用が可能なデータについて、オープンバンキング手法以外（例：スクリーンスクレイピング）によるデータセットへのアクセスを認めるべきか否かが挙げられます。理想的には、オープンバンキングフレームワークは、より安全かつ、コスト効率が高く、信頼でき、カスタマーフレンドリーなデータアクセスをデータに結びつける必要があるため、代替手段（スクリーンスクレイピングなど）はシステムへの不必要なリスクとなります。



### 透明性

データシェアリング時に、カナダ国民が完全な明確性と透明性を得るよう確実を期する：

データシェアリング時に、カナダ国民が一貫した透明性を得られるようにするために、共有情報とその使用方法についての基準を設定する必要があります。これらの基準は、その他の国・地域で構築されているように、情報共有に関する共通の一つの判定基準をもたらすことができます。



### 適用

取り組みの重複を最小限に抑えるために、エコシステムへの様々な参加者を効率的に活用する：

金融機関とシステムインフラの監督に関して、同時に発生する様々な取り組みを踏まえて（例：RPOF）、ガバナンスフレームワークは、当事者間の責任の重複を最小限にすることを目指して、設計する必要があります。ガバナンスの責任を一元化することで、スケールメリットが実現できますが、システム全体のコスト削減に向け、ケースバイケースでの検討が求められます。例えば、単一の中核事業者によって賠償責任の問題やコスト回収を管理することで、オープンバンキングシステムへの参加者全員にとって、これらのプロセスを（より低いコストで）簡易化することができます。

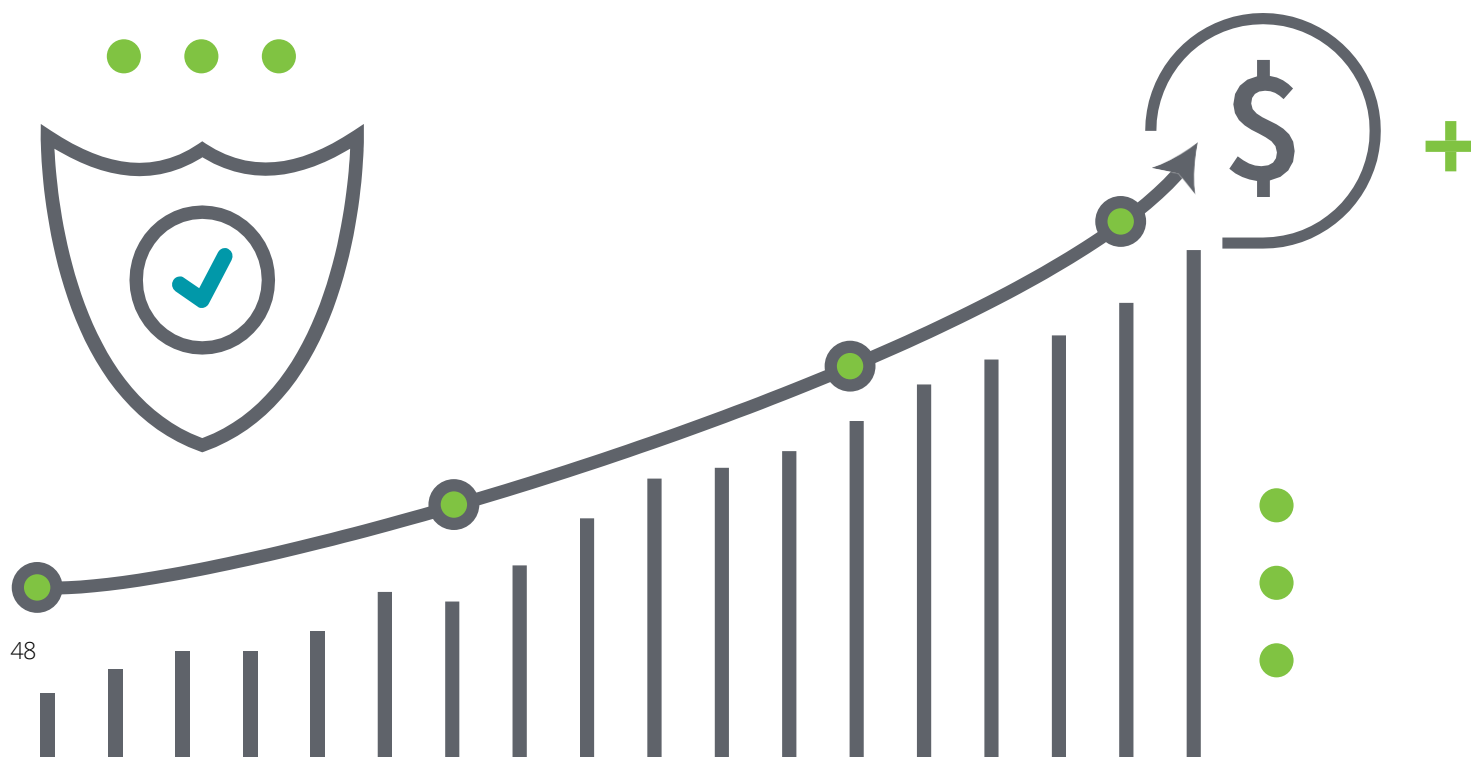
## だれが監督者として参加するべきか？

一元的な監督機関であっても、通常は、規制当局と市場参加者の双方によって構成されま  
す。例えば英国では、競争・市場庁(規制当  
局)が設立したオープン・バンキング・インプリ  
メンテーション・エンティティは、英国の大手銀  
行9行による出資金です。また、EUでは、規  
制当局がサードパーティーの認定責任を有し、  
政策策定の責任を負う一方で、原則に基  
づく政策を加盟国に導入するには、様々な  
スタンダード設定組織およびコンソーシアム  
の支援が必要です(例:ベルリンググループ)。

本レポートは、カナダにおけるオープンバンキ  
ングに関する考察を提供するために企画され  
ており、選択されるガバナンスと監督のモ  
デルがどのようなものであるか、あるいは本  
プロセスに最終的に関与する担当者がだれ  
になるのかは問いません。とはいえ、起  
こり得る結果は、ここでの行う選択によ  
り異なります。

例えば、高度に一元化されたガバナンスモ  
デルの場合、データジェネレータの業態・  
業種範囲は、ガバナンス機関の参加者の  
ものに左右されます。例として、規制当  
局主導型の中央機関は、幅広い参加者  
(クレジットユニオンおよびトラストな  
ど)をデータジェネレータとして含むこ  
とを義務付ける可能性が高くなります。  
それに対して、コンソーシアム主導型、  
または業界主導型の取り組みは、金融  
機関からの自主的な参加に依存するた  
め、データジェネレータの範囲は限定  
されやすくなります。

最終的に、カナダのオープンバンキングが  
さらに模索を進めるにつれて、中央機関  
の役割と構造がその開発における重要  
な役割を果たすようになります。このた  
め、選択はプロセスの早い段階で決定  
されるべきです。





## 3. 事業向け賠償責任モデル

その他の国・地域が選択した事業向け賠償責任モデルの設定では、コストと賠償責任の市場参加者への配分について定義しています。

オープンバンキングフレームワークの構築で、カナダが回答すべき質問は以下のとおりです。

- どのようにしてデータレシピエントはジェネレータのデータにアクセスするのか？
- どのようにして賠償責任を管理するべきか？
- 補完的な経済モデルは何か？
- データリクエストは何回まで許可するべきか？

# どのようにしてデータレシピエントはジェネレータのデータにアクセスするか？

国・地域別の選択結果:



ジェネレータのデータに容易にアクセスできるよう、使用可能なモデルは、以下の二つです。

- 1. データジェネレータとデータレシピエント間の共通合意型の認定要件およびスタンダード契約:** このモデルでは、データレシピエントが事前に設定されている基準(例: データ機密性および安全性に関して)に準拠していることを実証する認定を受ける必要があります。データジェネレータとデータレシピエントの関係に関する特定要素(例: コスト回収、賠償責任の手法および条件)は、標準化された契約で定義します。この契約は、データシェアリング協定の個別の状況に対応するために、ある程度の柔軟性を伴います。
- 2. 事業向け双方向契約(データジェネレータとデータレシピエント間):** このモデルでは、エコシステムと特定要素の双方へのアクセスは、データジェネレータとデータレシピエント間の一対一の契約に基づき定義されます。この契約では、当事者は、契約の条件を交渉する完全な柔軟性を有します。

事業契約では条件変更を迅速に適用することができますが、システムの効率性が制約される可能性があります(例: 金融データアグリゲーターは、オープンバンキングにデータアグリゲーター

として参加する金融機関すべてに対して個別の双方向契約の交渉をする必要がある)。

**共通合意型の認定フレームワークでは、データへのアクセス取得を簡易にして、最終的には、より多くのサードパーティーがオープンバンキングエコシステムに参入できるようにします。**

**しかし、市場のダイナミクスにおける変化への柔軟性に劣り、カナダの幅広い環境を正確に反映させるには、アップデートを継続する必要があります。**

一元的な認定ベースのシステムを選択した場合、カナダは以下の開発を進めるために、その他の国・地域を参考にしてもよいでしょう。

- セキュリティおよびプライバシープロトコル:** 個人の機密情報と金融情報を管理し、データレシピエントがシステムに過度のセキュリティリスクを取り込まないようにする。
- 補償保険:** 賠償責任問題が発生した場合に、データレシピエントが支払いのできる一定の合理的確実性をデータジェネレータに提供する。

- 定義づけられた顧客苦情管理プロセス:** 問題発生時に、認定されたサードパーティーが顧客をサポートできる一定の合理的確実性を顧客に提供する。
- 重大な混乱の軽減手段:** システム不具合、セキュリティ違反およびその他サービスを継続できない場合の対策として、適切なプロトコルを設定する。

対象とするデータの「ユースケース」は、より高度なオープンバンキングシステムを導入しているその他の国・地域で、盛んに議論されているトピックです。基準としてのユースケースを含めることは、悪意ある行為者から消費者を保護する際に有益です。しかし、これによって、斬新なビジネスモデルを持つサードパーティープロバイダーの範囲を制約し、市場のイノベーションを制限する可能性があります。

## どのようにして賠償責任を管理すべきか？

国・地域別の選択結果:



データジェネレータが  
リコースの最初の接点



双方向契約に基づくリコースの  
最初の接点

該当国: 地域無し

データコンシューマが  
リコースの最初の接点

一般的に、オープンバンキングは、顧客が自身のバンキング認証情報をスクリーンスクレーパーと共有する必要性を低減することによって、システム全体のリスクを減じなくてはなりません。しかし、これは、賠償責任が顧客(スクリーンスクレーパーによって、銀行との契約に違反している)から、システムの別の参加者へ移転する結果となり得ます。このため、データジェネレータおよびデータレスピエントの双方から同意を得るために、明確に定義された賠償責任フレームワークが不可欠です。

しかし、このタイプの賠償責任フレームワークは、多岐にわたる他のフレームワークの選択に大きく左右されます。以下は、その他の国・地域で観察された選択の一部です。

- ・ オープンバンキング導入の先例では、現行の他の規制から賠償責任フレームワークに切り替えるのではなく、両立することが望ましいと言えます。これにより、重複／相反する要件の策定を防ぎ、参加者全員がそれぞれのプレイヤーの役割と責任について、共通の理解を得るようにします。
- ・ 意図的でないデータ漏洩に関しては、多くの国・地域が漏洩そのものの責任を負う当事者に賠償責任を負わせる選択をしています(大半の場合はデータレスピエント)。

このタイプのシナリオでは、データレスピエントは通常、データ漏洩に関する適切な賠償責任補償があり、データレスピエントに関する認定プログラムは、セキュリティスタンダードと賠償責任補償スタンダードの両方を含みます。このフレームワークは、仮想上のデータ漏洩事件が発生した後でも、オープンバンキングにおける顧客の信頼を高めることが分かっています。



- ・ 企業が意図的に顧客のデータを悪用した場合(悪意のある者が認定を取得した場合など)、国・地域によっては、最も直近に認定を与えた、または延長した機関に賠償責任を負わせています。
- ・ 多くの国・地域で、現在、データジェネレータが意図的でないデータ漏洩または悪用のいずれかを疑う場合、データレスピエントとの連携の解消を認めています。このようなデータジェネレータは、漏洩のインパクトを最小限に抑えるために、他のデータジェネレータまたは認定機関に対して、短期間で疑わしい漏洩／悪用を報告する責任があります。
- ・ オープンバンキング採用の多くの国・地域では、参加者が自己の行為には責任を負うとする一方で、他者の行為には責任を負うべきではないとしています(例: データジェネレータは、データレスピエントが生じさせた損失の賠償責任を負わない)。

つまり、損失があった場合、アカウントプロバイダーが初動対応者との指定を受ける一方で、多くの国・地域では、これらのプロバイダーが責任を負うサードパーティーにリコースを請求する仕組みを構築しています。これによって、賠償責任の負担をアカウントプロバイダーに不当に課した状態にしないようにして、オープンバンキングに多くのアカウントプロバイダーが参加するよう働きかけています。またアカウントプロバイダーを一定程度保護するため、サードパーティープロバイダーに対して、資本要件または補償保険を義務付けている国・地域もあります。

- ・ 多くの国・地域では、データジェネレータは、データレスピエントに対して、すべての範囲内の情報を誠実に報告する義務を有しますが、転送データにおける意図的でない誤り／不正確さに関する賠償責任は負いません。

## 補完的な経済モデルは何か？

国・地域別の選択結果:

		該当国・地域無し
許可されたコスト回収がない	双方向契約によって コスト回収を決定する	コスト回収の義務付け

データを利用可能なものとするために、データジェネレータに、先行投資の固定費と継続的な変動費の双方が発生する可能性があります。オープンバンキングフレームワークは、データジェネレータがこれらの変動費を回収できるか(例えば、データレシピエントに最低料金を課することによって)を明示することが求められます。カナダのオープンバンキングフレームワークにとって、これが正当なオプションであるかを検討する際に、ステークホルダーは、以下の各要素を考察する必要があります。

- ・ **データジェネレータに対する正当性:** データを利用可能とする直接コスト以外にも、データジェネレータには、付加的間接費用にも対応する可能性があります(例: 顧客の苦情管理)。規制は、データジェネレータがプロセスによって過度の負担を課せられることなく、それぞれの機能を持続可能に履行することが求められます。
- ・ **データレシピエントに関する現状との比較:** APIベースのソリューションは、データレシピエントが現在使用しているソリューションと比較して、リソースの消費が大幅に減少する(つまりコストが減る)可能性が高くなります。

このため、データレシピエントが顧客の金融データにアクセスするコストは、現状より下がる可能性が高くなります。

- ・ **参入への障壁:** データへのアクセスに課金される費用は、市場への障壁となる場合があります。これによって、マイナスの結果が引き起こされる(イノベーションの抑え込みなど)か、または前向きな結果(低価値のユースケースの抑え込みなど)かは、データ転送料の金額によります。

## データリクエストは何回まで許可すべきか？

国・地域別の選択結果:

	該当国・地域無し
データリクエストの回数を制限 <small>*注:日本のデータリクエストの制限に関する情報は未入手</small>	データリクエストの回数が無制限

英国では、データジェネレータとデータレシピエント間で頻度を上げる合意に至っている場合を除き、データレシピエントは、リクエスト回数は24時間に4回までに制限されています。その一方で、顧客は、データリクエストを無制限に起こすことができ、これは、オンラインバンキングサービスを介して現在提供されているアクセスレベルと同様です。例えば、顧客が利用している銀行のオンラ

インインターフェースを通じて、自身のバンキング情報に365日24時間アクセスできる例が挙げられます。レシピエント(制限付きが多い)と顧客(無制限が多い)でデータリクエストを起こすうえで違いがある点は、多くの国・地域で見られます。

多数のリクエスト回数を許可することで、データジェネレータ側の負担が増えますが(すなわち

データ転送)、ユースケース(例:口座残高がマイナスに近づいた時点でユーザーに通知する口座残高モニター)を増やすことができます。各リクエストでデータレシピエントに課金するかどうかによって、制限の必要性の有無も決まり、データジェネレータが膨大な量のリクエストの負担を強いられることのないようにします。

# 結論



カナダは、自国の金融サービスエコシステムの現代化における転換期を迎えています。決済の現代化とPIPEDAを介するプライバシー法の全面的な見直し予定を連動させて検討する際に、オープンバンキングが新しい環境における三本目の柱を担い、金融サービスの提供と消費に関する顧客の期待を再構築します。

計画が順調に行けば、金融サービス業界と将来の金融顧客は、各社間で顧客が移動する際の障壁の低下、よりパーソナライズされ、

カスタマイズされた金融エクスペリエンス、さらには従来の所要時間の長い手続きやタスクの自動化、といった利益を得ることになります。

とはいえ、この動きは、金融サービスエコシステム全体を一晩で修正するわけではありません。むしろ、オープンバンキングによって生じる主な変化は徐々に訪れるため、重大な好機は新規参入者と現行プレイヤーの双方に存在しています。この期間に、長年活動している機関が市場の再構成で主導権を握ることを目指すならば、現在のバンキングソリューションの弱点を解決するうえで大いに貢献します。

オープンバンキングは、顧客データ管理をしかるべき場所である、エンドカスタマーに戻すという、幅広い動きの一つの段階に過ぎません。顧客のデータ管理権は、単なる金融データに関する内容をはるかに超えており、これは、オープンバンキングが他の産業部門に道を切り開く役割を果たすことにもなりません。慎重に、入念に計画した最初の一步を踏み出すことによって、オープンバンキングは、カナダ社会において、そして何よりも顧客保護において、金融サービスが担うリーダーとしての役割を明示しながら、他業界のテンプレートとして機能することが可能です。

#### 巻末注:

<sup>1</sup> ZDNet, “Westpac predicts Open Banking to cost AU\$200m to implement” (「ウェストパックがオープンバンキングの実行に2億オーストラリアドルのコストを予測」)、Asha McLean著、2018年10月12日、<https://www.zdnet.com/article/westpac-predicts-open-banking-to-cost-au200m-to-implement/>、2019年3月18日にアクセス。

<sup>2</sup> 競争市場庁、“Making banks work harder for you” (「銀行をあなたのためにもっと活動させること」)、2016年8月9日、[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/544942/overview-of-the-banking-retail-market.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/544942/overview-of-the-banking-retail-market.pdf)、2019年3月18日にアクセス。

<sup>3</sup> オーストラリア政府、“Review into Open Banking in Australia” (「オーストラリアにおけるオープンバンキングレビュー」)、2017年、<https://static.treasury.gov.au/uploads/sites/1/2017/08/Review-into-Open-Banking-IP.docx>、2019年3月18日にアクセス。

<sup>4</sup> 日本政府、“Drive Innovation and Trade” (「イノベーションと貿易の推進」)、<https://www.japan.go.jp/abonomics/innovation/index.html>、2019年3月18日にアクセス。

<sup>5</sup> Abacus Dataがカナダ銀行協会のために作成、“How Canadians Bank” (「カナダの銀行の在り方」)、2016年、<https://www.cba.ca/Assets/CBA/Documents/Files/Article%20Category/PDF/info-howCanadiansBank-poll-2016-en.pdf>、2019年3月18日にアクセス。

お問合せ先

**グローバルお問合せ先:**

**Rob Galaski**  
Global Managing Partner  
Banking & Capital Markets  
rgalaski@deloitte.ca

**Todd Roberts**  
Partner  
Canadian Payments Leader  
toddroberts@deloitte.ca

**Hwan Kim**  
Canadian Open Banking Leader  
hwankim@deloitte.ca

**日本国内お問合せ先:**

**前田 清裕**  
執行役員パートナー  
デロイトトーマツ コンサルティング合同会社  
kimaeda@tohatsu.co.jp

**丸山 由太**  
シニアマネジャー  
デロイトトーマツ コンサルティング合同会社  
yutmaruyama@tohatsu.co.jp

# Deloitte.

## デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト( [www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) )をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")および各メンバーファームならびにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バブアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じFortune Global 500®の8割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、( [www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) )をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。